

ご契約後の
安心
サービス

各種無料電話相談サービスがご利用いただけます！

傷害総合保険
付帯サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

1 健康・医療相談サービス

2 介護関連相談サービス

3 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

4 医療機関情報提供サービス

5 専門医相談サービス 予約制

6 法律・税務・年金相談サービス 予約制・30分間
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、
司法書士または税理士がお答えするものです。

7 メンタルヘルス相談サービス

8 メンタルITサポート
(WEBストレスチェック)サービス

※本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
※ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
※ご利用は日本国内からにかぎります。
※ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

【取扱代理店】

青山学院購買会
株式会社アイビー・シー・エス（学校法人青山学院が100%出資した会社です。）
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷4-4-25
TEL: 03-3409-1826 E-mail: a-hoken@ivyco.jp
〈受付時間〉平日の午前9時から午後5時まで

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル
TEL: 050-3808-0378
〈受付時間〉平日の午前9時から午後5時まで

青山学院購買会ホームページでも青山学院卒業生総合補償制度の詳細をご覧ください。
また、ご不明点のお問い合わせやご意見などについてホームページからも受け付けております。

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

万一の事故のとき！
事故受付対応窓口
（保険金請求はこちら）

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
※LINEで事故のご連絡と保険金のご請求も可能です。

事故サポートセンター

0120-727-110

24時間・365日 事故受付

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください。
（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）
ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●加入者証の送付は、5月下旬から6月の予定です。お急ぎの場合は、WEB画面上で加入内容を確認することができます。

青山学院卒業生の皆さまへ

2025年度
パンフレット

団体割引
5%

青山学院
卒業生総合補償制度

〈弁護士費用総合補償特約セット 団体総合保険・傷害総合保険〉

熱中症・天災による
ケガなども
手厚く補償

携行品や
スポーツ用品などの
破損や盗難を補償

弁護士費用や
法律相談・
書類作成費用を補償

自転車条例にも
対応した
個人賠償責任補償

保険期間

2025年4月1日午後4時から1年間

お申込締切日

2025年3月31日(月)

※締切日を過ぎた場合はWEBでのお申込みはできません。また補償開始日もお申込み日の翌日以降の日付となります。

在学中に青山学院学生総合補償制度にご加入いただいていた2024年度卒業生の方は、
2025年3月31日で補償が終了しますので、是非、ご加入をご検討ください。

●卒業延期生・大学院生に本パンフレットが送付された場合、お手数ですが破棄いただきますようお願いします。
●青山学院学生総合補償制度とは補償内容が異なります。
●青山学院の卒業生は卒業年度に関わりなくご加入いただけます（新規加入の年齢制限があります）

自動
継続

お申込手続きは初年度のみで、
ご契約内容を変更しない場合は、
ご継続のお手続きは不要です。

お申込みはWEBで！
2025年1月10日から申込み可能となります。

【取扱代理店】

青山学院購買会
株式会社アイビー・シー・エス

6

SJ24-07746 2024.12.12



2025年早春

青山学院校友会の皆様へ

青山学院校友会

会 長

関根 茂

拝啓 青山学院校友会の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は青山学院校友会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年も多くの方がご卒業され校友会の新たな仲間となりました。

ご卒業された皆様に心よりお祝い申し上げます。

さて、青山学院校友会では本年より卒業生のための「青山学院卒業生総合補償制度」を新たに創設いたしました。

青山学院の卒業生のみが加入できる独自の制度であり、必要な補償を選択することができるなど、加入しやすい内容となっております。

多くの卒業生の皆様にご加入いただくことで掛金も割安なことに加え、青山学院購買会が本制度を取り扱うため、安全と安心をご提供できるようサポートすることが可能となっておりますので、現在、一般の保険にご加入の皆さまも、この機会に本制度へのご加入をご検討いただければ幸甚に存じます。

末筆ではございますが、皆様のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

敬具

BetheDifference

補償内容一覧

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

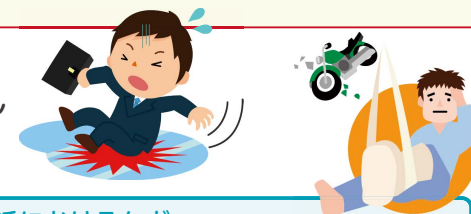
基本補償

被保険者がケガにより、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象となりません。

- 24時間365日補償、1日目から補償
- 入院：事故の発生の日から180日以内
- 通院：事故の発生の日から180日以内の90日を限度
- 基本補償には以下の特約もセットされています

- 日常生活におけるケガ
- スポーツ、レジャーでのケガ
- 仕事でのケガ
- 自動車や自転車などの交通乗用具運転中のケガ



熱中症の補償(国内外補償)

(熱中症危険補償特約)

日射または熱射により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

天災危険の補償(国内外補償)

(天災危険補償特約)

地震、噴火またはこれらによる津波により、死亡・後遺障害が生じた場合、入院・手術・通院した場合に補償します。

特定感染症の補償(国内外補償)

(特定感染症危険補償特約)

O-157などの特定感染症※により、後遺障害が生じた場合、入院・通院した場合に補償します。なお、新規にご加入いただいた場合、保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。※「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2024年9月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。

オプション

個人賠償責任

国内外問わず日常生活中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

- 自転車保険義務化条例にも対応
- 相手方との示談交渉サービス付き(日本国内のみ)

- 日常生活における賠償責任(階下の部屋への水漏れなど)
 - 自転車運転中の事故による賠償責任
 - スポーツ、レジャーでの賠償責任(スキー、スノーボード、ゴルフ、キャンプ中など)
- ※スポーツ中の事故においては、スポーツの性質上、ケガ等の事故の発生が想定されることから、相手への法律上の損害賠償が発生しない場合があります。損害賠償が発生した場合のみお支払い対象となります。

被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉を進めてください。

事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。



(注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



弁護士費用・法律相談・書類作成費用

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。詳しくはP2～P3をご覧ください。



携行品損害

偶然な事故により、被保険者の居住する建物外で被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に補償します。

- 転倒した際、スノーボードが壊れた
- ゴルフの練習中にクラブを折ってしまった
- 外出先でハンドバックが盗まれた
- 旅行先でカメラを落として壊れた



補償内容

弁護士費用の補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

①人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)上でいじめられ、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



- (※1)被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



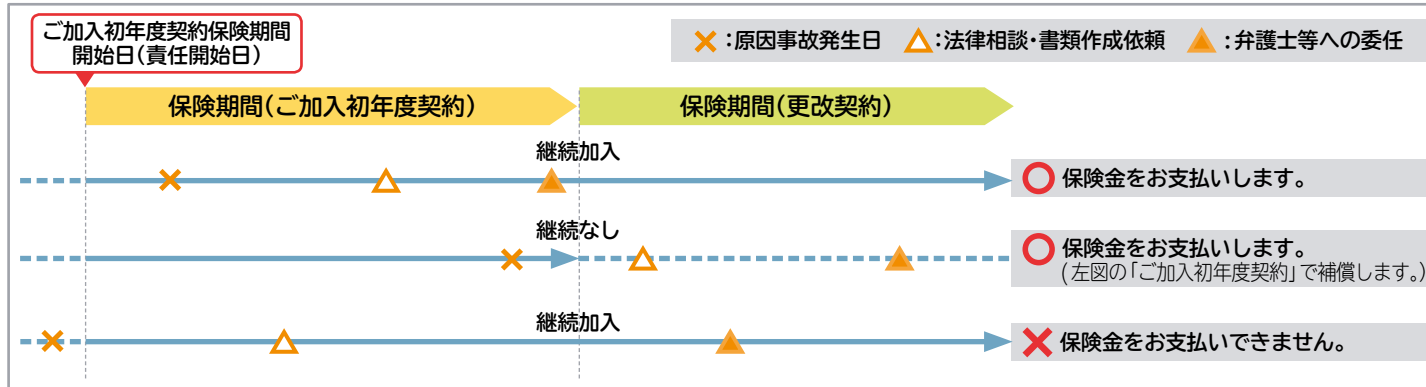
遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。**

× 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。



2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **100万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
弁護士等への委任に
かかった費用 ×(100%－自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **5万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成に
かかった費用 － 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

! いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 着手法 15万円、報酬金 25万円 **40万円** → 弁護士費用保険金のお支払い額 40万円 × (100%－10%(自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円** → 法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額 1万円 － 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

★相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

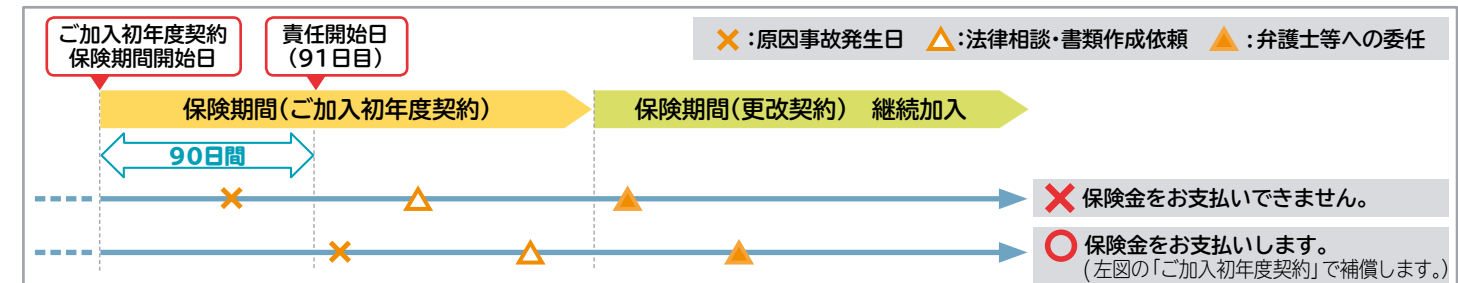
保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

- (注1)本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター:【受付時間】24時間365日 0120-727-110

【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

保険金額・保険料

基本補償のプランを選択し、必要に応じて
オプションを選択してください。



**スマートフォン・タブレット
で簡単申込！**

ご加入をご希望の方は、二次元コードよりアクセスしてお申込みのお手続きをお願いします。

保険期間1年間 団体割引5% 職種級別A級 天災危険補償特約 特定感染症危険補償特約 熱中症危険補償特約
入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更による特約セット

基本補償	A1	A2
死亡・後遺障害	300万円	
入院保険金日額	3,000円	
手術保険金	〈入院中の手術〉入院保険金日額の10倍 〈外来の手術〉入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額	2,000円	1,000円
一時払保険料	15,170円	11,350円



オプション	PLK	L	PK	P	K
個人賠償責任	3億円	—	3億円	3億円	—
弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%) 通算100万円限度		—	—	—
	法律相談・書類作成費用 (事故負担額1,000円) 通算5万円限度		—	—	—
携行品損害 (自己負担額1事故につき3,000円)	10万円	—	10万円	—	10万円
一時払保険料	9,930円	7,040円	2,890円	2,010円	880円



お支払い金額(保険期間1年・一時払)

※募集結果(当年実績)により(団体割引率が変更となり)保険金額または保険料が変更となる可能性があります。

- 記載の内容で加入できる方は、**新規加入の場合は満60歳まで、継続加入は満70歳まで**となります。
満60歳以上で加入をご希望の方もしくは満70歳以上で継続加入をご希望の方は「青山学院購買会」までご照会ください。

ご加入手続きについて

**スマートフォン・タブレット・パソコン
から簡単に申込できます！**

STEP 1

お申込みのお手続き

二次元コードよりアクセスしてお申込の手続きをお願いします。

あらかじめ、ご加入するプランをP.4からお選びいただいております。

【ご注意】 補償の対象になる方(被保険者)のご職業について

職種級別がB級に該当する方は、青山学院購買会(株式会社アイビー・シー・エス)までお問い合わせください。
職種級別表に記載の「加入いただくことができない職業」に該当する場合は、お引き受けができません。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、採鉱・採石業者、農林業業者
加入いただくことができない職業	プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。の方等

STEP 2

保険料の払込み

お申込のお手続きをいただくと、口座登録URLから口座のご登録が可能です。

口座登録の流れ(スマートフォンの場合)



※2か月連続で(振替不能等の理由で)保険料をお支払いいただけない場合、ご契約は脱退(解約)となります。

★ご契約内容の確認・加入者カードについて

お客さまのご契約内容はインターネットで確認することができます。
また、ご加入内容を証明する「加入者カード」は、インターネットで閲覧・印刷が可能です。
(2025年3月31日までにご加入いただいた方は2025年5月15日から閲覧可能です。
2025年4月1日以降に中途加入いただいた方は加入月の翌々月の15日から閲覧可能です。)



《重要》自動継続方式について

満期を迎える1年後、ご契約内容を変更しない場合は、お手続き不要です。(自動継続となります)

- 更新を希望されない場合は、**2026年2月28日までに**青山学院購買会(株式会社アイビー・シー・エス)までお申し出ください。
- ご加入プランを変更する場合は、再度WEB画面に必要な事項を入力いただきます。
- 職業、職種に変更が生じて職種級別がB級に該当する方は、青山学院購買会(株式会社アイビー・シー・エス)までお問合せください。